

令和3年11月吉日

中小企業者のみなさまへ

三重県信用保証協会
(公 印 省 略)

三重県信用保証協会保証制度のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、三重県信用保証協会は、中小企業者のみなさまが金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図るために設立された公的機関であり、中小企業者のみなさまの資金調達をサポートしております。

様々な資金ニーズにお応えできるよう、各種保証制度を取り揃えており、今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の資金繰り支援のための主な保証制度についてご案内させていただきますので、別添の「資金繰り支援保証制度のご案内」をご覧ください。

各制度につきましてご相談、お問い合わせがございましたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。

みなさまのますますのご発展を祈念いたします。

敬具

【お問い合わせ先】

本	店：津市桜橋3丁目399 企業支援部 保証課 TEL 059-229-6014 FAX 059-229-6344	四日市支店：四日市市諏訪町4番5号 四日市支店 保証課 TEL 059-353-9161 FAX 059-354-2046
---	---	--

 **三重県信用保証協会**
<https://www.cgc-mie.or.jp>



保証付借入金がある中小企業のみならず

**保証期間
最大
10年!**

※返済緩和している保証付借入を返済対象とする場合、最大15年!

**月々の
返済負担が
軽減!**

**資金繰りの
円滑化に
おすすめ!**

**据置期間の設定が
可能になりました!**

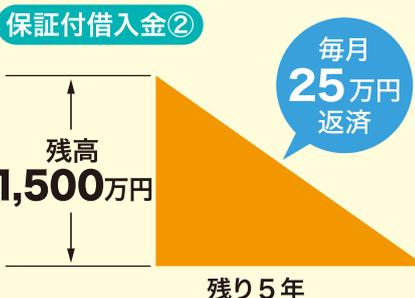
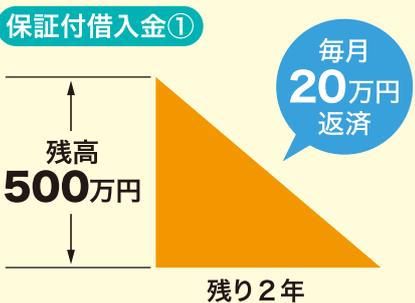
借換保証みえ

既存保証付借入金を借り換えることにより、資金繰りの円滑化を図りませんか?

借換保証みえ ご利用のメリット

既存の保証付借入金

〈例〉既存保証付借入金が2口ある場合

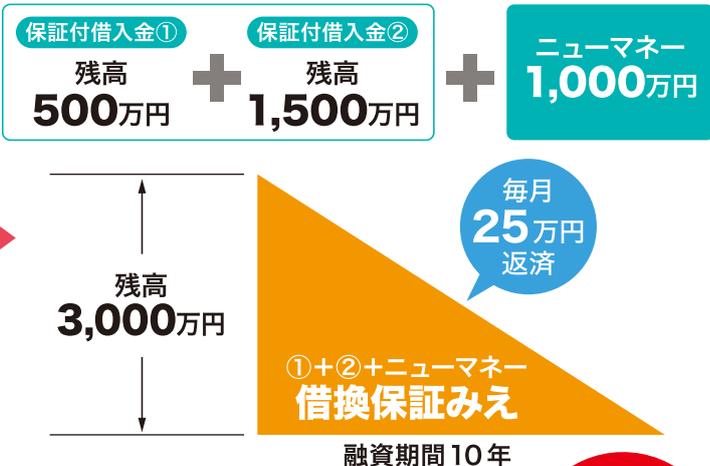


**2口で
毎月合計45万円の返済**

借換保証みえを利用すると...

- 複数の保証付借入金を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減されます
- 借換と同時に新たな事業資金(ニューマネー)を上乗せすることも可能です(下記参照)

融資額 3,000万円(ニューマネー 1,000万円)で借換した場合



**新たな事業資金が確保でき、
毎月25万円の返済に!**

月20万円の軽減!!

※借換事例の一つであり、すべての申込に適用されるものではありませんので、ご了承ください。

借換保証みえの概要

資格要件

お申込み時点で、三重県信用保証協会の保証利用残高がある法人または個人（個人の場合は青色申告複式簿記に限る）

保証限度額

無担保保証 8,000万円
普通保証 2億円（組合の場合は4億円）
※ほかの保証利用残高と合算となります

資金使途

運転資金及び設備資金
※既存保証付借入金の返済資金が伴うこと

返済方法

元金均等毎月返済

保証期間

10年以内（据置期間1年以内）
※返済対象の保証付借入債権が返済緩和している場合、金融機関との取引内容を加味し、15年以内（据置期間1年以内、ただし新規の融資分を含む場合は据置期間2年以内）

貸付形式

証書貸付

貸付利率

金融機関所定

保証料率

一般保証に準じる（0.45～1.90%）
※担保提供がある方や会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を各々0.1%割り引きます。

担保

一般保証に準じる

保証人

法人：原則として代表者のみ
個人：原則として不要

その他

借換対象となる既存保証付借入金の適用されている制度等によって借換ができない場合があります。詳しくは保証協会へご相談ください。

*保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご希望に添えないこともあります。
*金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。
*反社会的勢力とは取引いたしません。



お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

本店

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014
FAX 059-229-6344



四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161
FAX 059-354-2046



三重県中小企業融資制度

新型コロナウイルス克服設備等 投資支援資金

業績回復に取り組む企業が設備投資をする際にご利用いただける保証制度です

保証限度額

2,500万円

保証期間

最大**15**年

うち、据置期間2年以内

固定金利

1.6%

保証料率

0.20%~1.10%

- ・三重県の補助により保証料を**最大0.8%割引!**
- ・ゆとりを持った融資期間と据置期間!
- ・認定書不要!

**おすすめ
ポイント!**



がんばる企業を応援します

お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

企業支援部

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014

四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号 四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161



三重県信用保証協会

<https://www.cgc-mie.or.jp/>



新型コロナ克服設備等投資支援資金の概要

業績回復に取り組む企業が設備投資をする際にご利用いただける保証制度です

対象要件

以下の全ての要件を満たす中小企業者、小規模事業者
①県内に主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいること
②事業税等県税を完納している事業者（※1）

資金使途

設備資金

保証 限度額

2, 500万円

融資期間

15年以内（うち据置期間2年以内）

返済方法

元金均等月賦返済

保証料

年率0.20%～1.10%（※3）

金利

固定 年1.6%（※2）

担保

必要に応じて徴求

保証人

原則として第三者保証人を除く

取扱期間

令和3年2月1日から令和4年3月31日

- ※1 申し込みの際、納税確認が必要になります。
（1）法人の場合：県税事務所が発行する直近の納税証明書（過去3事業年度分の法人事業税及び法人県民税）
（2）個人の場合：県税事務所が発行する直近の納税証明書（過去3事業年度分の個人事業税）及び市町が発行する直近の納税証明書（過去3事業年度分の個人住民税）
なお、納税要件については、納税証明書に代えて「完納証明書」又は「未納がないことの証明書」を徴求して確認することができるものとします。
- ※2 三重県中小企業融資制度による三重県の利子補給（県補給0.50%）実施後の融資利率となります。
- ※3 三重県中小企業融資制度による三重県の保証料補助（県補助0.25%～0.80%）実施後の保証料率となります。

保証 料率表

三重県の補助により保証料が最大で0.8%割引になります

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率(軽減)	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.60	0.40	0.25
利用者負担料率	1.10	0.95	0.75	0.55	0.35	0.20	0.20	0.20	0.20



超長期

10年



一括保証制度

超長期の一括資金を導入することにより、
中小企業者の資金繰りの円滑化を図ります!!

保証限度額	返済方法	保証期間
2億8,000万円	一括返済	2年以上 10年以内
保証料率		
0.45~1.90%		

※担保提供がある方または会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を左記から0.1%割引



超長期一括保証制度の概要

対象要件

次の要件すべてに該当する会社または医療法人とする。

- ①申込時点において、同一事業の業歴が2年以上、かつ2期以上の決算を行っている。
- ②申込時点において、取扱金融機関のプロパー融資残高（商業手形（電子記録債権）割引は除く。）があること。
- ③直近2期の決算において、債務超過ではない、かつ協会におけるCRD評点（法人用モデル3・累積3年）が46点以上（保証料率区分が5以上）あること。
- ④申込時点において、法人代表者の年齢が65歳未満であること。ただし、後継者が存在する場合は、この限りではない。

保証限度額

2億8,000万円

（無担保保険にかかる保証8,000万円、普通保険にかかる保証2億円）

ただし、普通保険にかかる保証2億円については、直近決算において、協会におけるCRD評点が61点以上（保証料率区分7以上）あることを要し、かつ直近決算における平均月商の3倍を限度額とする。（特例保険にかかるものは除き、無担保保険及び無担保で利用している普通保険にかかる他の保証と合算で計算する。）

資金使途

運転資金

貸付形式

証書貸付または手形貸付

保証期間

2年以上10年以内

返済方法

一括返済

貸付金利

金融機関所定

保証料率

0.45～1.90%（一般保証に準じる）

※担保提供がある方または会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を0.1%割り引きます。

担保

原則として不要

保証人

原則として法人の代表者のみ



- *保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご希望に添えないこともあります。
- *金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。
- *反社会的勢力とは取引いたしません。

お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

企業支援部

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014
FAX 059-229-6344



四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161
FAX 059-354-2046



伴走支援型 特別保証のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者のみなさまが、資金調達を行う際に、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、経営の安定や生産性の向上を図るための制度です。

保証料0%

保証料負担実質ゼロ

国からの補助により当初保証料が年0.85%から0.20%に
三重県中小企業融資制度をご利用いただく場合は、三重県からの補助により0%（お客様負担がゼロ）になります！！

伴走支援

長期の借入

資金繰りの円滑化

最長10年の借入（内、5年間の据置対応可能）となっており、資金繰りの安定化を図ることが可能です
既存資金の借換も可能！

経営行動計画書に基づき、金融機関から継続的なフォローアップを受けることができます

金融機関の継続的な支援

お問い合わせ・ご相談は金融機関もしくは三重県信用保証協会まで

 **三重県信用保証協会**

<https://www.cgc-mie.or.jp/>



ご注意

※保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご希望に添えないこともあります。
※金融あっせん屋等の第三者が介入した保証は固くお断りします。
※反社会的勢力とは取引いたしません。

詳しくは裏面をご覧ください ▶▶▶

伴走支援型特別保証の概要

対象要件

新型コロナウイルス感染症による業績悪化に伴い、次の①～③のいずれかの認定を受け、**金融機関との対話を通じて経営行動計画書の策定をした方**

- ① セーフティネット保証4号
- ② セーフティネット保証5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る）
- ③ 危機関連保証（注1）

資金使途

経営の安定に必要な事業資金（運転資金・設備資金）（注2）

保証 限度額

4,000万円（注3）

融資期間

- 一括返済の場合 1年以内
- 分割返済の場合 10年以内（据置期間5年以内）
※三重県中小企業融資制度を利用する場合は、元金均等月賦返済のみの取り扱いとなります

金利

金融機関所定の利率

保証料

- 0.2%（通常の0.85%に対し国が0.65%を補助）
- 三重県中小企業融資制度を利用する場合は、さらに三重県が0.2%を補助するため、0%（お客様負担ゼロ）となります（注4）**

責任共有 制度

- 経営安定関連保証4号、危機関連保証：対象外
- 経営安定関連保証5号：対象

担保

必要に応じて徴求

保証人

原則、法人代表者以外は不要
※経営者保証免除対応を適用する場合、法人代表者についても不要

取扱期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日保証申込受付分まで

（注1）危機関連保証の場合は指定期間内に貸付実行をする必要があります。

（注2）借換資金については、原則として責任共有制度（80%保証）の保証を責任共有対象外（100%保証）の本制度で借換えることはできません。

（注3）セーフティネット保証、危機関連保証の保証限度額内の取り扱いとなります。

（注4）三重県中小企業融資制度を利用する場合は、「三重県中小企業融資制度実施細則」及び「三重県中小企業融資制度 セーフティネット資金融資要綱（新型コロナウイルス感染症対応）」の各規定に基づいた取り扱いとなります。



企業支援部

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014

四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号 四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161